

自衛官など募集案内



募集項目	応募資格	受付期間
自衛官候補生	18 歳以上 33 歳未満の方(32 歳の方は採用予定月の末日現在 33 歳に達していない方)	年間を通じて受け付け
一般曹候補生		9月3日(火)まで
航空学生(海上自衛隊)	18 歳以上 23 歳未満の方、高卒者(見込み含む)または高専 3 年次修了者(見込み含む)	9月5日(木)まで
航空学生(航空自衛隊)	18 歳以上 24 歳未満の方、高卒者(見込み含む)または高専 3 年次修了者(見込み含む)	
防衛大学校学生(一般)	18 歳以上 21 歳未満の方、高卒者(見込み含む)または高専 3 年次修了者(見込み含む)	10月17日(木)まで
防衛医科大学校学生(医学科)		10月9日(水)まで
防衛医科大学校学生(看護学科)		10月2日(水)まで

申・問 自衛隊愛知地方協力本部 一宮地域事務所 一宮市大江二丁目1番18 ワキタビル2階 ☎(0586)73-7522

国民年金からのお知らせ

◆令和 6 年度申請免除の受け付けが始まります◆

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続を行ってください。

※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

20 歳～ 50 歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。

免除となる所得の目安(申請する年度の前年所得で審査されます。)

扶養人数	全額免除 納付猶予	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
3 人扶養(ご夫婦、お子さん 2 人)	172 万円	202 万円	242 万円	282 万円
1 人扶養(ご夫婦のみ)	102 万円	126 万円	166 万円	206 万円
扶養なし	67 万円	88 万円	128 万円	168 万円

※上記の所得の目安は、標準的なモデルをもとに計算しています。所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合もあります。

免除となる申請期間 7 月分～翌年 6 月分

前年所得を審査する必要性から、申請は**毎年必要**です。
(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続不要です。)

※過去の期間については、申請日より、原則 2 年 1 カ月前までさかのぼって申請できます。

申請手続

受付期間 7 月 1 日(月)～

申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所

持ち物

本人確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)

基礎年金番号の分かるもの

※失業などを理由とするとき：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10 年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、納める保険料は 3 年度目以降、加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

申・問 中村年金事務所 国民年金課 ☎(052)453-7200 自動音声案内[2]番を押した後、もう一度[2]番を押してください。

弥富市国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税率および課税限度額(上限額)について

令和 6 年度国民健康保険税率および基礎課税額に係る課税限度額(上限額)が以下のとおり変更になります。

国民健康保険税率

区分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	所得割額	均等割額(1 人分)	所得割額	均等割額(1 人分)
医療費分	6.40%	27,000 円	7.90%	33,000 円
		22,000 円	23,000 円	
後期高齢者 支援金等分	2.25%	9,400 円	2.70%	11,000 円
		6,400 円	7,800 円	
介護 納付金分	2.13%	11,500 円	2.30%	12,000 円
		6,200 円	5,900 円	

課税限度額(上限額)

区分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医療費分	65 万円	65 万円	65 万円	65 万円
後期高齢者 支援金等分	22 万円	22 万円	22 万円	24 万円
介護 納付金分	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円

国民健康保険税の低所得者の世帯に対する軽減基準について

令和 6 年度国民健康保険税の低所得者の世帯に対する均等割と平等割の軽減基準が以下のとおり変更となります。

区分	軽減基準(世帯主所得+国保加入者所得=総所得)	
	令和 5 年度	令和 6 年度
7 割軽減	43 万円+(10 万円×給与所得者などの数※-1)	変更なし
5 割軽減	43 万円+(10 万円×給与所得者などの数※-1) +(29 万円×被保険者数)	43 万円+(10 万円×給与所得者などの数※-1) +(29.5 万円×被保険者数)
2 割軽減	43 万円+(10 万円×給与所得者などの数※-1) +(53 万 5,000 円×被保険者数)	43 万円+(10 万円×給与所得者などの数※-1) +(54 万 5,000 円×被保険者数)

※給与所得者などの数：一定の給与所得者と公的年金などに係る所得を有する方の数をいいます。

未就学児の国民健康保険税均等割額が軽減されます

未就学児(令和 6 年度においては平成 30 年 4 月 2 日以降生まれの方)の国民健康保険税の均等割額について 5 割を軽減します。

世帯の総所得金額などの合計に応じ、均等割額が 7 割軽減、5 割軽減または 2 割軽減されている世帯(所得軽減措置世帯)の場合は、その適用後の均等割額をさらに 5 割軽減します。

所得軽減措置世帯	未就学児以外の軽減割合	未就学児の方の軽減割合
7 割軽減世帯	7 割	8.5 割
5 割軽減世帯	5 割	7.5 割
2 割軽減世帯	2 割	6 割
軽減なし世帯	軽減なし	5 割

国民健康保険高齢受給者証を更新します

国民健康保険高齢受給者証は 8 月 1 日から一斉更新となります。

7 月下旬頃、該当世帯の高齢受給者証をまとめて世帯主宛てにお送りします。

令和 6 年 8 月からお使いいただく保険証の色は白色になります。

お手元に届きましたら、記載内容などご確認ください。

(※有効期限は令和 7 年 7 月 31 日です。)

問 市役所保険年金課(内線 122・123)

